

# 教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第1】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第1

○学位（修士、学士、短期大学士）を基礎資格に、教職課程での単位修得により免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・幼稚園教諭（専修、1種、2種） ・小学校教諭（専修、1種、2種） ・中学校教諭（専修、1種、2種） ・高等学校教諭（専修、1種）			
教育職員免許状【授与】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
卒業証明書（学位の記載があるもの）	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
介護等体験に関する証明書 ※小学校又は中学校教諭免許状の場合のみ	（省略）	○	※省略不可の場合で、提出ができない場合は、事前に相談すること。）
実務成績証明書（第4号様式）	（省略）	△	※教育実習の単位を教員経験により他の単位と振り替える場合のみ
教科証明書（第8号様式）	（省略）	△	※中学校または高等学校教諭の免許状を取得する場合で、教育実習の単位を教員経験により他の単位と振り替える場合のみ（第4号様式と同期間分必要）
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：3,300円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

## 教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第1】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第1

○学位（修士、学士）及び基礎免許状所有を基礎資格に、教職課程での単位修得により免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・特別支援学校教諭（専修、1種、2種）			
教育職員免許状【授与】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
卒業証明書（学位の記載があるもの）	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	（省略）	△	※教育実習の単位を特別支援学校での教員経験により他の単位と振り替える場合のみ
基礎資格となる幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状の写し	○	○	基礎となる免許状の再授与を同時に受ける場合は不要 ※写しを提出する場合は、要原本証明
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの（在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：3,300円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

## 教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第2】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第2※（※1種及び2種の場合：イ）

○学位（修士、学士、短期大学士）を基礎資格に、養護教諭養成機関での単位修得により免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・養護教諭（専修、1種、2種）			
教育職員免許状【授与】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
卒業証明書（学位の記載があるもの）	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
学力に関する証明書	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
実務成績証明書（第4号様式）	（省略）	△	※養護実習の単位を教員経験により他の単位と振り替える場合のみ
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず事前に採用試験・免許班宛て連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原本証明
手数料：3,300円	○	○	※大分県収入証紙による（第1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の購入ができない場合は、郵便為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

## 教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第2】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第2ロ・ハ

○保健師又は看護師免許証を基礎資格に免許状の授与を受ける場合（※1種の場合は、養護教諭養成機関での単位修得も必要）

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・養護教諭（1種、2種）			
教育職員免許状【授与】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
保健師又は看護師免許証の写し	○	○	※要原本証明
学力に関する証明書	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	—	提出ができない場合は、必ず 事前に採用試験・免許班宛て 連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所 持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原 本証明
手数料：3,300円	○	○	※大分県収入証紙による（第 1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の 購入ができない場合は、郵便 為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要

## 教員免許未更新により失効した普通免許状の再授与申請書類一覧【別表第2の2】

○：必須

△：必要となる場合あり

根拠規定：教育職員免許法第5条第1項別表第2の2

○学位（修士、学士、短期大学士）及び管理栄養士又は栄養士免許証を基礎資格に、教職課程での単位修得により、免許状の授与を受ける場合

授与を受けようとする免許状	大分県教育委員会 が授与した免許状 の場合	他都道府県教育委員 会が授与した免許状 の場合	備考
・栄養教諭（専修、1種、2種）			
教育職員免許状【授与】申請書及び誓約書（第1号様式）	○	○	
履歴書（第2号様式）	○	○	
卒業証明書（学位の記載があるもの）	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
管理栄養士又は栄養士免許証の写し	○	○	いずれが必要なもの ※要原本証明
学力に関する証明書	（省略）	○	証明日から3か月以内のもの
戸籍抄本	△	△	証明日から3か月以内のもの ※提出書類と現在の本籍地または氏名が異なる場合のみ
失効した免許状の原本又は写し	○	-	提出ができない場合は、必ず 事前に採用試験・免許班宛て 連絡をすること。 ※写しの場合は、要原本証明
修了確認期限の際、現職教員であったことを証明するもの （在職証明書（別記様式第2号）又は辞令の写し）	△	△	※免許状未返納の旧免許状所 持者が申請する場合のみ ※辞令の写しの場合は、要原 本証明
手数料：3,300円	○	○	※大分県収入証紙による（第 1号様式に貼付） ※大分県外在住者で、証紙の 購入ができない場合は、郵便 為替による。
返信用封筒（角型2号サイズ、490円分の切手貼付）	○	○	※直接受け取る場合は、不要